

西東京市心身障害者自動車運転教習費補助事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第3項に規定する事業として、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用等の一部について西東京市心身障害者自動車運転教習費補助金（以下「補助金」という。）を市が交付すること（以下「補助事業」という。）により、心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

第2 対象者

補助事業の対象者は、前年の所得税の額が400,000円以下の者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）

で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）第5条第3項に規定する3級以上の級別に該当するもの

イ 身体障害者手帳所持者で、規則別表第5に掲げる心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害について規則第5条第3項に規定する4級以上の級別に該当するもの

ウ 身体障害者手帳所持者で、規則別表第5に掲げる下肢又は体幹の機能の障害について規則第5条第3項に規定する5級以上の級別に該当し、歩行が困難なもの

エ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者

(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「交通法規則」という。）第23条に規定する適性試験に合格した者

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第96条第1項に該当しない者

(4) 申請時において引き続き3月以上西東京市の住民基本台帳に登録されている者

(5) 他の制度により自動車運転免許の取得に要する費用の助成を受けていない者

第3 補助対象経費及び補助額

補助事業の対象経費は、自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料並びに教材費とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる教習に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、別表に定める額を上限とする。

(1) 法第84条第3項に規定する第1種普通自動車運転免許の取得 対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(2) 交通法規則第18条の5に規定する限定の一部の解除のうち、排気量等の限定解除 対象経費の実支出額

第4 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする者は、西東京市心身障害者自動車運転教習費補助申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 交通法規則第23条に規定する適性試験に合格したことを証明するもの

(2) 前年の所得税の額を証する書類

第5 決定等の通知

市長は、第4の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、当該申請をした者に対し、西東京市心身障害者自動車運転教習費補助決定通知書又は西東京市心身障害者自動車運転教習費補助非該当通知書により通知する。

第6 補助金の請求等

補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、運転免許取得後、速やかに西東京市心身障害者自動車運転教習費補助金交付請求書に自動車運転教習費領収明細書及び取得した免許証の写しを添えて実績報告をし、補助金の交付を請求するものとする。

第7 補助金の交付

市長は、第6の請求があったときは、補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

第8 補助金の決定の取消し

市長は、補助決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は相当の理由により補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

第9 受給資格の消滅

補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助金決定者の補助金の受給資格は、消滅する。

(1) 第6による請求をする前に第2に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 補助金の交付を受ける前に補助金の交付を辞退したとき。

第10 補助金の返還

市長は、第8の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第11 届出義務

補助決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、西東京市自動車運転教習費補助変更(消滅)届により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名等を変更したとき。
- (2) 市内転居をしたとき。
- (3) 第2に規定する対象者でなくなったとき。

第12 調査

市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して必要な調査又は書類の提出を求めることができる。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

別表（第3関係）

対象経費		補助限度額
法第84条第3項に規定する第1種普通自動車運転免許の取得	前年の所得税額が0円の者	164,800円
	前年の所得税額が1円以上42,000円以下の者	144,200円
	前年の所得税額が42,001円以上400,000円以下の者	123,600円
交通法規則第18条の5に規定する限定の一部の解除のうち、排気量等の限定解除		20,600円